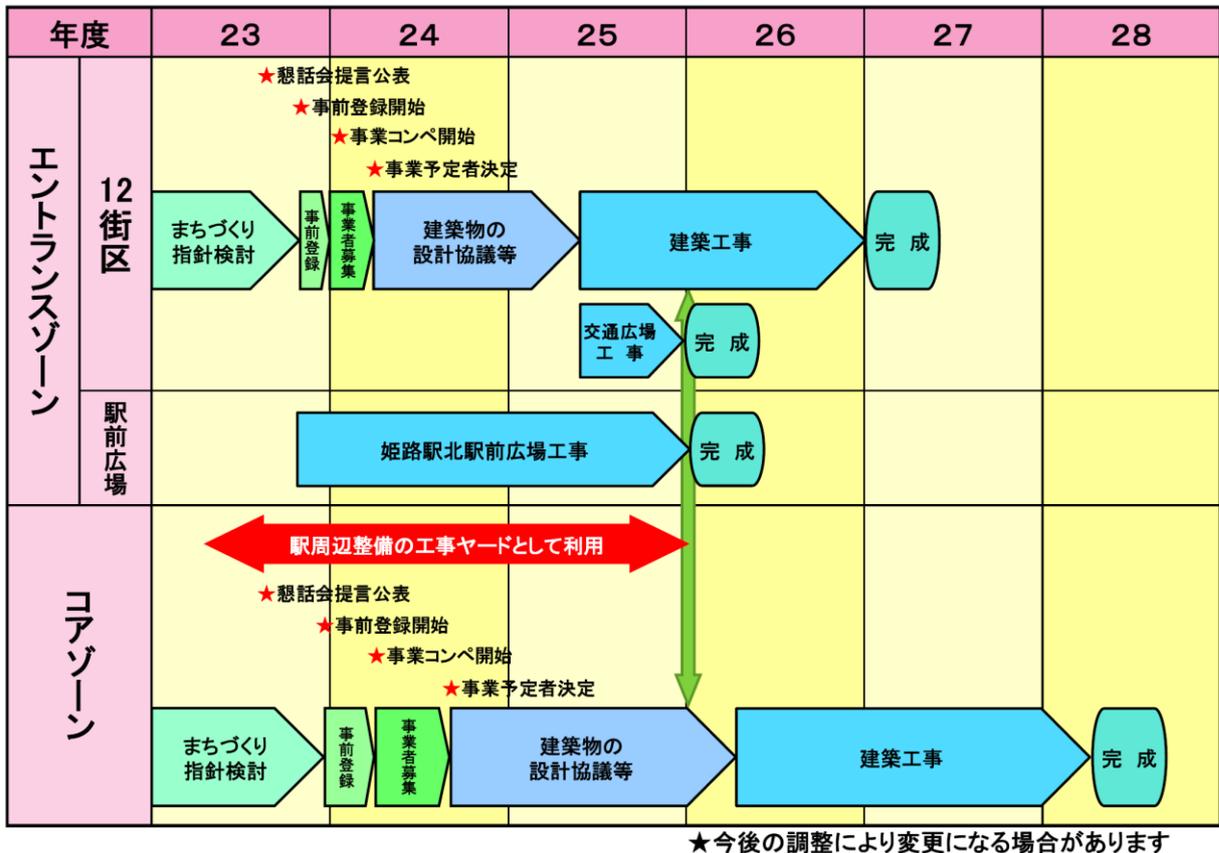


IV. 事業者募集の進め方

1. 全体スケジュール

- 12 街区については、今年 1 月から事業者募集に向けた事前登録制度を開始・運用し、事業者の進出意向の把握を実施している。12 街区は、1 階部分に姫路駅北駅前広場と一体となった交通機能を配置することから、できる限り北駅前広場の供用開始と大きな時間的乖離が生じないように整備することが必要なため、事業コンペをできるだけ早く実施する。
- コアゾーンについては、早急に事業者募集に向けた事前登録制度を開始・運用し、事業者の進出意向を見極めながら、事業コンペの各種条件を確定し、事業コンペの実施へと進めていく。



図IV.1 現時点でのコアゾーン等のまちづくりスケジュール

2. 事業コンペの進め方

(1) 事業コンペの基本的考え方

- 本指針の対象地の市所有地については、本指針Ⅲで示した規制・誘導内容などの条件を付けて事業コンペを実施し、提出された提案の審査を経て最優秀提案を選定し、これを提案した事業者を優先交渉権者として提案内容の事業化を進める。
- 事業コンペに当たり、本指針に基づき、立地機能や景観形成などの調整を図りながら、統一的で一体的なまちづくりを進める。

(2) 事業コンペ実施までの進め方

- 事業コンペへの事業者の参加意欲と同種提案の重複可能性などを把握するため、事前登録制度を導入し、事業者に対して本指針の説明と募集条件等に関するヒアリングを実施する。
- 事業コンペに参加する事業者が見込めない場合や望ましい提案が期待できないことが事前に判明した場合は、事業コンペ時期等の見直しなどを含めて検討する。

(3) 事業コンペの審査

- 姫路市が有識者等で構成する開発提案競技審査委員会を設置し、同委員会が最優秀提案を選定する。
- 審査は「提案内容」と「価格」を評価する。
- 「提案内容」は以下の項目などによって構成する。
 - ①導入機能・施設計画に関する事項
⇒本指針の実現に積極的に取り組んでいる提案に高い評価を付与する。
 - ②地域貢献に関する事項
⇒都市イメージの向上、都心部全体の活性化、地元企業の参画等を含む提案に高い評価を付与する。
 - ③事業遂行能力に関する事項
⇒事業の実効性や継続性が確実な事業計画に対しては高い評価を付与する。
 - ④官民協働に関する事項
⇒まちづくり活動等への参画や公共空間の管理に対する貢献が提案されている計画に対しては高い評価を付与する。